

令和6年度農山漁村発イノベーション支援業務委託公募型プロポーザル審査要領

令和6年度農山漁村発イノベーション支援業務委託に関する公募型プロポーザルの審査について、次のとおり定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度農山漁村発イノベーション支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

<u>(1) 企画内容</u>	<u>(40点)</u>
<u>(2) 実施体制</u>	<u>(40点)</u>
<u>(3) 業務実績</u>	<u>(10点)</u>
<u>(4) 見積金額</u>	<u>(10点)</u>

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和6年4月25日 13時00分

場所：高知市追手筋2-1-1 4階 集会室

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社20分以内とします。

イ 各社のプレゼンテーション開始時刻は別途お知らせします。

ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会でのプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙の審査基準に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
企画内容	1 農山漁村発イノベーション（6次産業化を含む）に関する法令等の諸制度及び本県の農山漁村発イノベーション（6次産業化を含む）の現状について十分な理解があり、説明することができるか 2 支援対象者について、伴走支援による経営改善計画作成及び実行支援を行うための支援先の情報を詳細に提案できているか 3 サポートセンターによる支援状況の管理について、支援対象者の新たな付加価値や雇用の創出につなげるための具体的な管理方法が提案できているか 4 その他、本業務の有効性が一層高まる提案がなされているか	40
実施体制	1 相談窓口として常設拠点が設置されているか 2 業務を円滑に進めるための人員が確保されているか 3 十分な能力と経験を有する責任者及び担当者を配置しているか 4 専門人材等について、効果的かつ効率的に派遣することができる体制となっているか	40
業務実績	1 類似の業務実績はあるか 2 要求水準を満たす能力はあるか	10
見積金額	1 事業執行が可能な金額であるか	10